

# 刑の全部の執行猶予制度の在り方 （考えられる制度の概要）

## 刑の全部の執行猶予制度の在り方（考えられる制度の概要）

### 第1 保護観察付き執行猶予中の再犯についての執行猶予

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、その期間内に更に罪を犯した場合であっても、情状に特に酌量すべきものがあるときは、再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができるものとする。

### 第2 再度の執行猶予を言い渡すことができる刑期

執行猶予の期間内に更に罪を犯した者に再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことができる懲役又は禁錮の刑期の上限を2年に引き上げる。

### 第3 執行猶予を取り消すための要件の緩和

刑の全部の執行を猶予されて保護観察に付せられた者が、遵守すべき事項を遵守しなかった場合は、その情状が軽いときを除き、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。

#### 【検討課題】

- 必要性及び相当性
  - ・ 遵守事項の遵守を促すために、要件を緩和することが必要か。
  - ・ 社会内処遇を打ち切って施設収容することとなる要件を緩和することが相当か。
- 併せて以下の仕組みを設けるか。
  - ・ 保護観察期間を執行猶予期間よりも短期間にし得る仕組み
  - ・ 執行猶予期間中の行状を考慮して早期に保護観察を終了させ得る仕組み
  - ・ 刑期の一部についてのみ執行猶予を取り消し得る仕組み

### 第4 猶予期間経過後の執行猶予の取消し

- 1 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しが無い場合は、猶予の期間経過後にその刑に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。
- 2 刑の全部の執行猶予の期間内に更に罪を犯し、その罪について猶予の期間内に公訴を提起されて、罰金に処せられた場合は、猶予の期間経過後に罰金に処せられたときであっても、執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。
- 3 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消しについては、刑法第27条の規定にかかわらず、その取消しの時から刑の言渡しが効力を有するものとする。

4 猶予期間経過後の執行猶予の言渡しの取消請求は、更に犯した罪について刑に処せられた後一定の期間内に、これをしなければならないものとする。

#### 【検討課題】

- 1 刑法第27条との関係
  - 猶予の期間を経過したときは刑の言渡しは効力を失うとの規定（刑法第27条）との整合性をどのように図るか。
- 2 本制度の対象及び適用の範囲
  - 以下の場合も同様に刑を執行することができるものとするか。
    - ・ 刑の一部の執行猶予（刑法第27条の2）の言渡しを受け、その猶予の期間中に再犯に及んだ場合
    - ・ 仮釈放（刑法第28条）の処分を受け、仮釈放中に再犯に及んだ場合
  - 施行前後にまたがる以下の場合も執行猶予を取り消して刑を執行することができるものとするか。
    - ・ 施行前に犯した罪について、施行後に執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中に再犯に及んだ場合
    - ・ 施行前に執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中、施行後に再犯に及んだ場合
- 3 併せて以下の仕組みを設けるか。
  - 執行猶予を取り消した場合には、経過した猶予期間分を考慮して、刑の一部の執行を免除し得る仕組み

#### 第5 資格制限の排除

裁判所は、刑の全部の執行猶予を言い渡す場合において、必要と認めるときは、刑の言渡しに伴う人の資格制限に関する法令の適用を排除する旨を言い渡すことができるものとする。

#### 【検討課題】

- 必要性及び相当性
  - ・ 資格制限を排除すべき必要性があるのはどのような場合か。
  - ・ 若年者（特に18歳及び19歳の者）について特別な取扱いをするか。
  - ・ 個々の法律がそれぞれの趣旨・目的に応じて資格の適正を図るために設けている資格制限を裁判所が判断して排除する仕組みとすることは相当か。
  - ・ 行政処分として行われる資格制限について、裁判所の判断で排除する仕組みとすることは相当か。
- 要件等
  - ・ 「必要と認めるときは」との要件は、排除するか否かの判断基準として適切か。